入　札　説　明　書

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地第433会計隊の滝ヶ原駐屯地自動車教習所コース補修工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日　令和７年４月23日

２　契約担当官等

分任契約担当官　陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地　第433会計隊長　蓮池　秀樹

〒412-0006　静岡県御殿場市中畑2092-2

３　工事概要

(1)　工事名

滝ヶ原駐屯地自動車教習所コース補修工事

(2)　工事場所

滝ヶ原駐屯地

(3)　工事内容及び工事範囲

仕様書のとおり。

(4)　工期

令和７年11月28日まで

(5)　使用する主要な資機材

仕様書のとおり。

(6)　その他

本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

４　競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2)　防衛省における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、**「土木一式」又は「舗装」**で級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　防衛省競争参加資格の**「土木一式」**に係る等級（資格審査結果通知書の記３の等級）が**Ｃ等級以上**又は**「舗装」**に係る等級が**Ａ等級以上**であること。

(5)　平成22年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP））（13．12．19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP））（19．７．30）、工事成績評定要領について（経施第4404号）（21．３．31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号）（27．10．1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号）（28．３．31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6)　(5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で評定点合計が65点以上）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）

(7)　次の基準を全て満たす監理技術者（当該工事で合計5,000万円以上の下請契約を締結する場合）又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　当該工事に対応する建設業種について建設業法における配置技術者となり得る国家資格等を有する者である。

イ　平成22年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8)　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、南

関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号）（28．３．31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9)　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。以下同じ。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第６条第２項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ｱ)　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ｲ)　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

(ｱ)　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a)　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b)　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c)　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

(d)　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d　組合（共同企業体を含む。）理事

e　その他業務を執行する者であって、ａからｄまでに掲げる者に準ずる者

(ｲ)　一方の会社等の役員が、他方の会社等のの民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下管財人という。）を現に兼ねている場合

(ｳ)　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(10) 静岡県、山梨県又は神奈川県に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。

(11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者

業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

5　担当部局

〒412-0006　静岡県御殿場市中畑2092-2

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地　第433会計隊契約班　担当　福嶋

TEL　0550-89-0711（代表）内線464

FAX　0550-89-0711（代表）内線487

ﾒｰﾙ　433fin-ea@inet.gsdf.mod.go.jp（共有）

6　競争参加資格の確認等

(1)　本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、４(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、４(1)及び(5)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおり。

ア　提出期間

公告掲載の日から令和７年５月27日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時15分から午後５時まで。（正午から午後１時までの間を除く。）

イ　提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は**電子メール**により提出

ウ　提出場所

上記５に同じ。

(2)　申請書は、別紙第１により作成する。作成要領は付紙を参照。

(3)　資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成22年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しを済ませているものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（別紙第２）」及び「配置予定の技術者（別紙第３）」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種の工事の施工実績

上記４(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を１件記載する。記載様式は別紙第２とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

イ　配置予定の技術者

上記４(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙第３に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は１件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ　工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙第４に記載すること。

エ　契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合

は、その写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

(4)　情報保全に係る履行体制についての確認

令和２年４月１日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成（完了）した実績を有している者は別紙第５の誓約書を提出し、有していない者は別紙第６の誓約書を提出すること。

(5)　競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングを行う場合がある。

ア　日時　**資料提出から令和７年５月29日**までの間。

イ　場所　上記５の担当部局

ウ　ヒアリングを行う場合、日時及び場所は追って通知する。

なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。

(6)　競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、電子メールにより、**令和７年５月29日**までに通知する。

(7)　その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書等に関する問い合わせ先　上記５に同じ。

7　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1)　競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について､次に従い説明を求めることができる。

ア　提出方法

書面（様式は自由とする。）を上記５に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

イ　提出期間

上記６(6)の通知の日から**令和７年６月６日まで**（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時15分から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

(2)　契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、**令和７年６月10日**までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8　入札説明書に対する質問

(1)　入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア　提出方法

書面（様式は自由とする。）を上記５に持参又は郵送等又は電子メールにより提出する。

イ　提出期間

公告掲載の日から令和７年５月16日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時15分から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

(2)　(1)の質問に対する回答書は、令和７年５月20日から開札の日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時15分から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）、上記５において閲覧に供する。

9　入札方法等

(1)　入札書の提出方法等

ア　提出期間

令和７年６月11日午後３時00分まで。

イ　提出場所

上記５に同じ。

ウ　提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを１つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

その際、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

(2)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3)　入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第９９条の２の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

10　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金

免除

(2)　契約保証金

金融機関または保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えるものとする。ただし、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、保証金額又は保険金額は、請負代金の 10 分の１（予決令第 86 条の調査（低入札価格調査）を受けた者との契約については請負代金額の 10 分の３）以上とする。

11　工事費内訳明細書の提出

(1)　第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。

(2)　工事費内訳明細書の作成方法

ア　交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ　交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ　工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに発注者名及び工事名**のみ**を記載し、**表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。**

（表　紙：会社名等及び工事名を記載　※金額は記載しない

その他：ア及びイに示す事項（項目及び金額）　※会社名等は記載しない）

(3)　工事費内訳明細書の提出方法等

ア　提出期間

上記９(1)アに同じ。

イ　提出場所

上記９(1)イに同じ。

ウ　提出方法

上記９(1)ウを参照

(4)　提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5)　工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6)　提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7)　提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8)　提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。

この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9)　工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12　開札

(1)　開札の日時及び場所

ア　開札日時　**令和７年６月13日午前９時00分**

イ　開札場所　第433会計隊入札室

(2)　開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合

は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3)　開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4)　(3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5)　第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。

13　情報保全に係る履行体制についての最終確認

入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、別紙第７から別紙第10までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね３営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

14　入札の無効

(1)　次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

(2)　(1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15　落札者の決定方法

(1)　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2)　(1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(3)　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

16　配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、４(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

17　別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が第433会計隊で入札日から過去２年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、４(7)に定める要件と同一の要件（４(7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で１名現場に配置することとする。

(1)　６５点未満の工事成績評定を通知された者

(2)　契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3)　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。

(4)　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

18　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

19　低入札価格調査を受けたものとの契約については、前金払いの割合を請負代金額の 10 分の２以内とする。

20　契約書作成の要否等

遅滞なく契約書を作成するものとする。

21　前払金

実施可能（請負代金額の 10 分の４以内）

21　火災保険付保の要否

要

22　再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は７(2)の回答を受けた日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(1)　提出期間

令和７年６月 10 日から令和７年６月 18 日まで（行政機関の休日を除く。）の午前８時 15 分から午後５時までに行うこと。

(2)　提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記５に同じ。

23　関連情報を入手するための照会窓口

上記５に同じ。

24 その他

(1)　入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3)　申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4)　落札者は６(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

別　表

1　未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2　記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4　その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

別紙第１

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長　蓮池　秀樹　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

令和７年４月23日付で入札公告のありました滝ヶ原駐屯地自動車教習所コース補修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと、入札説明書４（10）の条件を満たすこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書６(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面

２　入札説明書６(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面

３　入札説明書６(3)エに定める契約書の写し
（契約書の写しの提出を求める場合のみ）

４　入札説明書６(3)ウに定める工程表を記載した書面
（工程表の提出を求める場合のみ）

以　上

注１）　結果は電子メールで通知いたしますので、郵送又は持参で申請される場合は、返信先電子メールアドレスの分かる書類を添付してください。

注２）　４項は提出者のみ記載して下さい。

別紙第２

同 種 の 工 事 の 施 工 実 績

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事名称等	工　事　名	
	発注機関名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	年　月～　年　月
	受注形態	単体／ＪＶ（出資比率）
工事概要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	（市街地・軟弱地質等）
	その他	
CORINS登録の有無		有（CORINS 登録番号　　）　無

注）１　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

２　CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。

「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。

３　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

別紙第３

配 置 予 定 の 技 術 者

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

項　　目		主任技術者又は監理技術者
氏　　名		
最　終　学　歴		（学校名、学科名及び卒業年次を記入する。）
法　令　に　よ　る 資　格　・　免　許		（施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。）
工事概要	工　　事　　名	
	発　注　者　名	
	工　事　場　所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契　約　金　額	（百万円単位で記入する）
	工　　期	年　　月～　　年　　月
	従　事　役　職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	工　事　内　容	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号　　）　無
申請時における他工事の従事状況等	工　　事　　名	
	発　注　者　名	
	工　　期	年　　月～　　年　　月
	従　事　役　職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号　　）　無

注）１　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

２　CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。

３　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

別紙第４

工　程　表

工事名：

会社名：

項目	単位	数量	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■工程管理に対する技術的所見

別紙第５

令和　　年　　月　　日

誓　約　書

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第 433 会計隊長　蓮池　秀樹　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

弊社は、過去５年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

別紙第６

令和　　年　　月　　日

誓　約　書

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長　蓮池　秀樹　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

別紙第８－２

令和　　年　　月　　日

申　出　書

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第 433 会計隊長　蓮池　秀樹　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者　（氏名）
役　員　（氏名）

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての氏名を記載すること。
※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。
※上に記載した代表者及び役員から、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

別紙第１０－２

令和　　年　　月　　日

申　出　書

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第 433 会計隊長　蓮池　秀樹　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社　（商号又は名称・代表者氏名）
地域統括会社　（商号又は名称・代表者氏名）
ブランド・ライセンサー　（商号又は名称・代表者氏名）
フランチャイザー　（商号又は名称・代表者氏名）
コンサルタント　（商号又は名称・代表者氏名）

※別紙第９の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること
※上記に記載した親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー及ぶコンサルタントから、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

付　紙

標準競争参加資格確認申請書作成要領

滝ヶ原駐屯地自動車教習所コース補修工事に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき「一般競争参加資格確認申請書」「同種の工事の施工実績」「配置予定の技術者」を作成の上、各１部提出してください。また、「同種の施工実績」が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した者については、「工程管理に対する技術的所見」を作成の上、１部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

１　一般競争参加資格確認申請書

(1)　住所、商号又は名称及び代表者名等を記載し申請してください。

(2)　電子メールにより返信いたしますので、郵送又は持参により申請される場合は、返信用の電子メールアドレスを併せて提出してください。（様式自由）

２　同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が20％以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載してください。

(1)　同種の工事とは次の事項を全て満足するものをいいます。

道路補修工事（アスファルト舗装及び区画線、不陸整正）

(2)　記載する工事は、平成22年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを１件記載してください。

なお、同種工事との判断が難しい場合は３件程度まで記載されても可とします。

(3)　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP））（13．12．19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という）並びに工事成績。評定要領について（施本建第134号（CCP））（19．７．30）、工事成績評定要領について（経施第4404号）（21．３．31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号）（27．10．1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号）（28．３．31）に基づく工事成績評定通知書「（以下「評定通知書」という。）の写しを添付してください。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出てください。

(4)　「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載してください。

(5)　「契約金額」は、百万円単位で記載してください。
(6)　「工期」は、契約書に基づき記載してください。
(7)　「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載してください。
(8)　「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載してください。
(9)　「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載してください。

3　配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術者を記載してください。

(1)　予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行ってください。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号）（28.３.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第86条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行ってください。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

(2)　「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載してください。
(3)　「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置を予定されている者が取得している資格等を適宜記載してください。

なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載してください。

(4)　「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成20年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。
(5)　記載する工事が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付してください。

なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出てください。

(6)　「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載してください。
(7)　「契約金額」は、百万円単位で記載してください。

(8)　「工期」は、契約書に基づき記載してください。
(9)　「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載してください。
(10)「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載してください。
(11)「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に〇を付し、登録番号を記載してください。
(12)「申請時における他工事の従事状況等」は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載してください。
(13)「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載してください。

4　工程管理に対する技術的所見
(1)　本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成してください。
(2)　工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
(3)　作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載してください。

5　提出場所、提出方法及び提出期間
(1)　提出場所
〒412-0006　静岡県御殿場市中畑2092-2
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地　第433会計隊契約班
TEL　0550-89-0711（代表）内線464
(2)　提出方法
持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は**電子メール**により提出してください。
(3)　提出期間
公告掲載の日から令和７年５月27日の午前８時15分から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間は受付を行っていませんので注意してください。

6　競争参加資格の確認
競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は**令和７年５月29日**までに書面（電子メール）により通知します。

7　競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について
(1)　競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説明を求めることができます。
(2)　(1)の説明を求める場合には、**令和７年６月６日午後５時まで**に持参、郵送等又は電子メールにより提出してください。ただし、正午から午後１時までの間は受付を行っていませんので注意してください。

書面の提出先
〒412-0006　静岡県御殿場市中畑2092-2
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地　第433会計隊契約班
TEL　0550-89-0711（代表）内線464

(3)　説明を求められたときは、**令和７年６月10日**までに、説明を求めた者に対して、回答書面を送付します。

８　その他

(1)　資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
(2)　提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。
(3)　提出された資料は、返却いたしません。
(4)　提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。
(5)　資料提出に関する問い合わせ先
　７(2)と同じ。

別　添

数量公開の説明書

1　提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

2　数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。

質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。

なお、数量の差異等に係わる質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。

質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

3　数量書の数量及び構成

(1)　数量の算出は、次の基準により算出している。

ア　建築工事

「公共建築数量積算基準（令和５年改定）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ　土木工事

「土木工事数量調書作成の手引き（平成 30 年 10 月）整備計画局施設技術管理官制定」

ウ　電気設備工事・機械設備工事

「公共建築設備数量積算基準（令和５年改定）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

「防衛施設設備積算要領（令和４年 10 月）整備計画局施設技術管理官制定」

エ　通信工事

「防衛施設設備積算要領（令和４年 10 月）整備計画局施設技術管理官制定」

「通信工事積算要領（令和４年 10 月）整備計画局施設技術管理官制定」

(2)　数量書の様式は、次の書式を参考にしている。

ア　建築工事

「公共建築工事内訳書標準書式（令和５年改定）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ　電気設備工事・機械設備工事・通信工事

「公共建築設備工事内訳書標準書式（令和５年改定）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

以　上